

地域主権実現のための中期方針

平成 16 年 3 月

神 奈 川 県

目 次

はじめに	-----	1
I 地域主権の実現に向けて	-----	2
1 「地域主権」とは		
2 国・県・市町村の役割分担を踏まえた自治システムの再構築		
II 広域自治体として期待される県の機能・役割	-----	3
基本的な考え方		
(今後、県として重点的に果たしていく機能・役割(例示))		
III 地域主権実現に向けた取組方針	-----	4
1 県の機能・役割の純化・強化と連携の推進		
2 地域主権を支える税財政システムの確立		
3 参加による地域主権の推進		
4 将来の広域自治行政システムへの転換の研究		
IV 取組方針に沿った取組施策	-----	5
1 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減		
2 市町村合併の取組みへの支援		
3 県民・市町村の県政参加の充実		
4 国からの権限の移譲や国の関与等の廃止・縮減		
5 県の国政参加		
6 税財源の移譲実現に向けた取組み		
7 課税自主権を活用した取組み		
8 県域を超えた広域行政課題の対応に向けた自治体連携の強化		
9 道州制等の将来の広域自治体のあり方の研究		
10 「自治基本条例」の研究		
V 中期方針の進行管理	-----	6

はじめに

- 戦後の高度経済成長を支えてきた中央集権型の行政システムは、社会経済状況の変化に迅速、的確に対応する能力を失ってきています。
個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の个性的で総合的な行政システムへの転換＝「地方分権」を実現する必要があります。
- このため、平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の関係を、これまでの「上下・主従」から「対等・協力」に位置づけるなど、地方分権の実現に向けた「改革」がスタートしました。
- その後、改革の残された最大の課題である「地方税財源の充実強化」に向け、国において、国庫補助負担金の見直し、税源移譲、地方交付税改革の三位一体改革が進められていますが、その内容が地方分権の推進に真に資するものとなるように働きかけていく必要があります。
- また、全国的には市町村合併に向けた動きが進む中で、基礎自治体や大都市、さらには、広域自治体である都道府県を含め、将来の自治体のあり方や自治制度をめぐる議論・取組みが、国、地方を通じて始まっています。
- このように、地方分権改革は、その実現に向けて極めて重要な時期を迎えています。
- 一方、本県では、地方分権の一層の推進に向けて、学識者による研究会を設置し、県内の自治体が今後いかにあるべきか、とりわけ、今後、県はどのような機能・役割を担うべきなのか、将来における広域自治体のあり方も視野に入れつつ、調査・研究を進め、平成15年3月に最終報告書が知事に提出されました。
- こうした状況を踏まえ、平成18年度末までの3年間を期間とする中期方針を策定し、将来における広域自治体としての本県のあり方を見据えながら、地方分権改革の推進に向けて、重点的な取組みを進めてまいります。
- なお、中期方針の検討にあたっては、「政策宣言（マニフェスト）」に掲げられている考え方や方向性等を十分踏まえ、中期方針の期間内に実現できるように取り組むことに留意しました。

I 地域主権の実現に向けて

1 「地域主権」とは

- 自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つことが、これからの地方自治のあり方です。
- こうした考え方は、これまで「地方分権」という言葉で総称されてきましたが、地方分権というと目線が中央にあり、中央から地方に権限や財源が分け与えられていく印象で受け取られかねないことから、「地域主権」と表現することとします。
- こうした地域主権の考え方により、知恵と工夫を凝らし、市町村と連携し、県民とともに個性と特色をいかした地域づくりを進めます。

2 国・県・市町村の役割分担を踏まえた自治システムの再構築

- 地域主権の実現に向けては、地域の住民ニーズに応じて、自主的、自立的かつ効率的な行政運営を行い得るような行政システムを構築することが必要です。
- こうした行政システムを構築するためには、まず、国の役割を国際的な事務など、国が本来果たすべき役割に重点化し、「地方でできることは地方で」行うという考え方を基本に、国と地方の役割分担を明確にするとともに、
- 住民に身近な行政は、住民に身近な基礎自治体が行うことを基本とし、基礎自治体である市町村が十分な権限や財政基盤を有し、地域の総合的かつ自立性の高い行政主体となっていくことが重要です。
- そして、県は、この中期方針に基づき基礎自治体である市町村がその機能を十分に発揮し得るよう支援するとともに、県民や市町村からの意見を踏まえながら、広域自治体としての機能・役割をしっかりと果たしていきます。

Ⅱ 広域自治体として期待される県の機能・役割

基本的な考え方

地方自治法では、都道府県が担う機能として、「広域」、「連絡調整」、「補完」の三つが定められていますが、これらに加え、広域自治体としての県に期待される機能・役割は、次の3点を基本的な視点に置いて考えていくことが必要です。

① 国や市町村との役割分担の適正化

国・県・市町村のどこがその事務事業を担うことが最もふさわしいのかとの観点から、国や市町村との役割分担の適正化を図り、県の役割を明確化すること

② 基礎自治体の機能充実の支援

住民生活に身近な基礎自治体である市町村が、その機能を十分発揮し得るよう支援すること

③ 市町村の態様に応じた多様な関係のもとでの広域自治体としての役割

市町村にも、政令指定都市、中核市、特例市、市、町村というようにその規模や権限及び行財政に相違があり、その態様に応じた多様な関係のもとで、広域自治体として求められる役割を果たしていくこと

今後、県として重点的に果たしていく機能・役割（例示）

県が広域自治体として引き続き基本的に取り組む分野（治安・教育等）のほか、今後、県が重点的に果たしていく機能・役割を例示すると次のとおりです。

① 非常時に対応する危機管理

・大規模災害や感染症の発生など非常時を想定した危機管理体制の整備等

② 新しい課題に対する政策の試行的な実施

・モデル事業等先導的な取り組みの実施や、その成果の普及等

③ 受益と負担の広域的な調整

・河川上流部の水源涵養と水の利用者との間の費用負担の調整等

④ 地域における利害調整

・現場から距離を置いた「第三者機関」的な調整や裁定等

⑤ 一体的・総合的な環境保全・土地利用

・連坦する自然環境や広域的な環境の保全、県土の一体的・総合的な整備等

⑥ 地域経済・地域産業の振興対策

・広域的な観点からの、産業の活性化対策、生産・流通基盤の整備や高度化等

⑦ 広域的に散在する行政ニーズに対応した対人サービス

・個々の市町村が完結的に充足させることが困難な高度で専門的な行政ニーズへの対応等

⑧ 対象が市町村域を超えて移動するものの規制

・交通公害対策などの全県的な規制基準の設定等

⑨ 公的サービスを担う人材の育成・活用

・多様化・高度化する行政ニーズに対応する専門人材の育成等

Ⅲ 地域主権実現に向けた取組方針

1 県の機能・役割の純化・強化と連携の推進

住民に身近な事項については、身近な行政を担う市町村が自主的・自立的な行政運営を行えるよう、権限移譲や合併の取組みへの支援など、その機能の充実に向け、市町村への支援を進めます。

また、県と市町村の適正な役割分担のもとに市町村との連携を強化し、県の機能を純化・強化していきます。

国との関係においては、国は、国が本来果たすべき役割に重点化し、地方のことは地方が自主的、自立的に決定できるよう事務・事業のあり方の見直しなどを働きかけ、県は、広域自治体としての機能・役割を純化・強化します。

また、県域を超えた広域行政課題の解決に向けて、他都県との連携を一層強化します。

2 地域主権を支える税財政システムの確立

地方の歳出と税収入の乖離を縮小し、景気に左右されにくい安定的な税収構造を構築するため、国から地方への税源移譲など、地方税財政制度の抜本的な改革を進めるとともに、課税自主権を活用した取組みに努め、地域が自らの支出を自らの財源、権限、責任で賄える税財政システムの確立を目指します。

3 参加による地域主権の推進

県政への県民参加、基礎自治体である市町村との連携や県政参加の推進などにより、地域主権の実現に向けて取り組みます。

また、国に対して、さまざまな場において働きかけを行うなど、国政への県の参加を進めます。

4 将来の広域自治行政システムへの転換の研究

地方分権改革の進展に伴う市町村の権限強化、市町村合併、社会経済構造の変化等に伴う広域行政課題への対応の必要性などから、現在の都道府県のあり方が問われています。都道府県合併や道州制など、将来の広域自治行政システムについて研究を進めます。

IV 取組方針に沿った取組施策

- 1 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減
一定のまとまりのある事務をまとめて移譲する（チャレンジ市町村制度）など、県・市町村間行財政システム改革推進協議会等を通じて、県・市町村間で十分な検討を行い、県から市町村への権限移譲を着実に推進し、それに必要な財源を措置します。
また、市町村への県の関与等についても、見直しを行っていきます。
- 2 市町村合併の取組みへの支援
市町村の行財政基盤を強化するうえで有効な選択肢の一つである市町村合併について、「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、その進展段階に応じて的確に支援していきます。
- 3 県民・市町村の県政参加の充実
県民と知事が直接対話する神奈川ふれあいミーティングの開催など、県政への県民参加を充実します。
また、市長会議、町村長会議などトップレベルでの県政参加をはじめ、県・市町村間行財政システム改革推進協議会など各層での会議の充実を図るとともに、市町村の意見に対しては誠実に対応するなど、一層の協力・信頼関係を築きます。
- 4 国からの権限の移譲や国の関与等の廃止・縮減
国が有する権限で、都道府県の区域で完結するものは、可能な限り都道府県のものとするなど、国に対して一層の権限や事務・事業の移譲及び国の関与の見直し等を働きかけていきます。
- 5 県の国政参加
国が地方に関わる施策の決定等を行う場合には、地方の考え方を踏まえるよう、その参加の機会を確保することはもとより、地域主権の観点から、神奈川として、また他の自治体とも共同して、国に対して様々な働きかけや発言を行っていきます。
- 6 税財源の移譲実現に向けた取組み
県民生活から見た望ましい地方税財政制度のあり方について議論し、税源配分見直しの必要性への県民の理解を深めていただきながら、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対して強く働きかけを行っていきます。
- 7 課税自主権を活用した取組み
地域が自らの責任と財源で地域のニーズに応じた行政サービスを展開できるよう、生活環境税制の構築など、課税自主権を活用した取組みを行っていきます。

8 県域を超えた広域行政課題の対応に向けた自治体連携の強化

環境問題、防犯・防災対策、観光など、県域を超えた広域行政課題の増加に適切に対処するため、八都県市や富士箱根伊豆交流圏における自治体の新たな連携強化に向けた取組みや仕組みづくりなど、近隣の自治体との協調・連携を強化します。

9 道州制等の将来の広域自治体のあり方の研究

道州制など、将来の広域自治体のあり方は、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹に関わる問題であることから、研究を深め、その結果を「提言」にとりまとめ、公表します。

10 「自治基本条例」の研究

条例の性格、盛り込むべき要素など、「自治基本条例」を策定する際の課題等について調査・研究を進めます。

V 中期方針の進行管理

この中期方針に基づく取組みについては、新たな取組みなども含め、毎年度、その実施状況の進行管理を行い、その結果を公表するとともに、多様な県民参加等を実施します。

「地域主権実現のための中期方針」

地方分権改革のスタート

平成12年4月 地方分権一括法の施行
・「上下・主従」から
「対等・協力」の関係へ

重要な転換点にある地方分権改革

- 三位一体改革
- 市町村合併等の進展や市町村の機能の強化
- 将来の自治体のあり方を探る議論の活性化
・神奈川県「分権時代における自治体のあり方に関する研究会」が最終報告を知事に提出

これからの地方自治のあり方は、

自らの地域のことは自らの
意思で決定し、その財源・
権限と責任も自らが持つこと
=「地域主権」

「地方分権」という言葉は、目線が中央に
ある印象で受け取られかねないことから、
「地域主権」と表現することとします。

地域主権実現のための中期方針

県

- ・基礎自治体である市町村がその機能を十分発揮し得る
ように支援する
- ・広域自治体としての機能・役割をしっかりと果たす

4つの取組方針

- 1 県の機能・役割の純化・強化と連携の推進
- 2 地域主権を支える税財政システムの確立
- 3 参加による地域主権の推進
- 4 将来の広域自治行政システムへの転換の研究

⑦課税自主権を活用した取組み

⑧ 県域を超えた広域行政課題の
対応に向けた自治体連携の強化

⑨ 道州制等の将来の広域自治
体のあり方の研究

⑩ 「自治基本条例」の研究

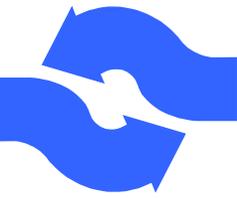
市町村

政令指定都市
中核市
特例市
市
町村



① 市町村への権限移譲
の推進と関与等の廃止
・縮減

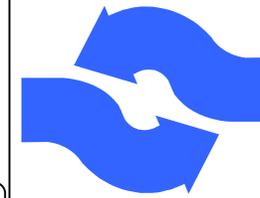
② 市町村合併の取組み
への支援



③ 県民・市町村の県政
参加の充実

他都県

④ 国からの権限の移
譲や国の関与等の廃
止・縮減



⑤ 県の国政参加

⑥ 税財源の移譲表現
に向けた取組み

国



国・県・市町村の役割分担を踏まえた自治システムの再構築

地域主権の実現